

資料提供	
令和8年2月16日	
担当課 (担当)	保険年金課 (池上朱美)
電 話	30-8220(内線 7470)

国民健康保険料の徴収誤りについて

国民健康保険料の特別徴収（年金天引き）につきまして、事務処理に誤りがあったことが判明しました。

記

1. 概要

国民健康保険料の特別徴収では、本市が作成した対象者リストを、特別徴収義務者（日本年金機構等）に送信し、年金から国民健康保険料の徴収をさせていただいております。

この度、令和8年1月及び2月に75歳の誕生日を迎えられ後期高齢者医療制度に移行された方について、特別徴収を停止するために必要な情報を抽出する時点で誤りがあったため、国民健康保険料の特別徴収の停止ができず、令和8年2月支給分の年金から引き落とししたものです。なお、その他の特別徴収の方には影響がないことは確認しています。

2. 原因

国民健康保険料の特別徴収を停止する対象者について、必要な情報を抽出する時点で誤りがあったこと、また抽出した対象者リストの確認が不十分のまま、誤った情報を日本年金機構に送信したことによるものです。

3. 対象者及び金額

対象者数 90人
金 額 93万5,700円

4. 対応

対象の方には、既にお詫びの文書を発送しており、今後、保険料の還付の手続きを行うこととしています。なお、電話での還付のお知らせをすることはありません。

5. 再発防止策

作業手順の見直しを行うとともに、複数の職員で確認を行うよう体制を強化し、適切な事務処理を徹底いたします。